

次の流れに沿って必要な手続き内容をご確認ください。(Web上では青文字をクリックするとリンク先に移動します。)

1 [iマップ](#)の確認

計画地が「港北ニュータウン街づくり協議地区」内に該当する

2 引き続き[iマップ](#)で地区計画等の確認

(1) 計画地が「建築協定」区域内に該当する

[都筑区内の建築協定一覧](#)

【協定名】

・[港北ニュータウン新吉田工場倉庫地区](#)

・[港北ニュータウン荏田南2-2街区](#)

・[港北ニュータウン荏田東二丁目21-1・3地区](#)

・[ヴェレーナガーデンセンター南](#)

・[プレイズスクエア・センター北](#)

・[港北ニュータウン薫風台](#)

・[港北ニュータウンタ月野](#)

・[港北ニュータウンせきれい台](#)

・[港北ニュータウンつづき野](#)

街づくり協議は不要
建築協定に関して[建築協定運営委員会と協議](#)が必要
運営委員会の連絡先は地域まちづくり課にお問合せください。

(2) 計画地が「[茅ヶ崎近隣センター周辺地区地区計画](#)」区域内に該当する

街づくり協議は不要
[地区計画の届出](#)が必要

(3) 計画地が「地域まちづくりルール」に認定された区域内に該当する

[認定された地域まちづくりルール一覧](#)

【地域まちづくりルール名】

・[東山田準工地域まちづくり協定](#)

街づくり協議は不要
地域まちづくりルールに関して[地元組織と協議終了後、市への届出](#)が必要

上記の(1)から(3)に該当しない

3 [区域図](#)の確認

1 [一般住宅地区](#)

建物の用途が

地上2階建て以下の戸建て

街づくり協議は不要

長屋

テラスハウスタイプで協議

共同住宅、寄宿舍、下宿

タウンハウスタイプで協議

一戸建ての住宅、兼用住宅、その他建築物

一般住宅地区の1の内容で協議

2 [共同住宅地区](#)

建物の用途が

地上2階建て以下の戸建て

街づくり協議は不要

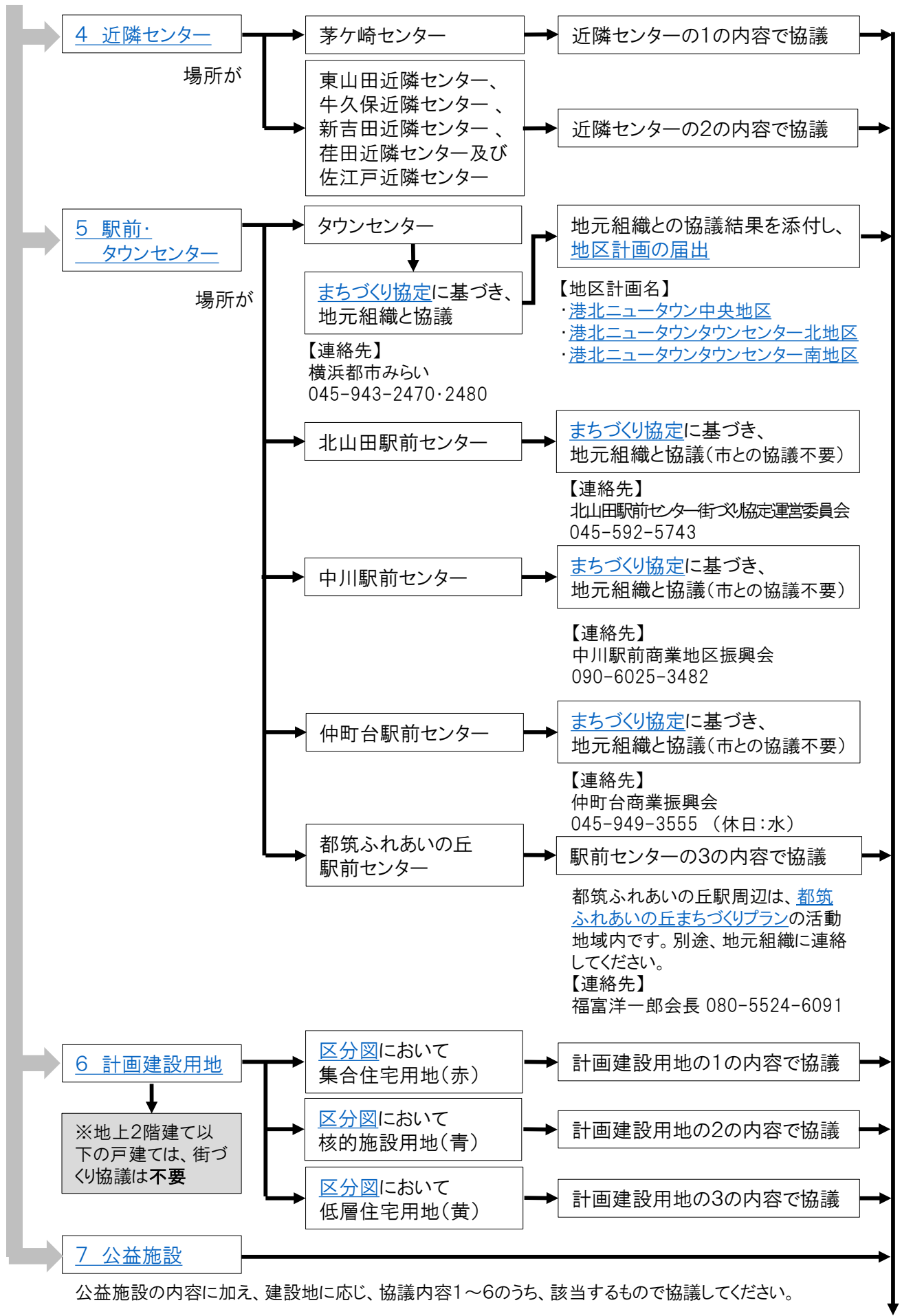
その他建築物

共同住宅地区の内容で協議

3 [工場倉庫地区](#)

工場倉庫地区の内容で協議

街づくり協議の協議先及び地区計画等の届出先は、都市整備局地域まちづくり課です。



街づくり協議の協議先及び地区計画等の届出先は、都市整備局地域まちづくり課です。